

平成 28 年 12 月 27 日

青森市政記者会 様

青森市健康福祉部障がい者支援課長

**「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に係る
わたしの意見提案制度の実施について**

市では、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を図ることを目的に「障がい者の権利に関する条例」の制定に向けて策定作業を進めています。

このたび、条例骨子案がまとまったことから、広く市民の皆様からご意見、ご提案等を募集するため、わたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施しますのでお知らせします。

記

1 公表資料（意見募集対象）

「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」

2 意見募集期間

平成 28 年 12 月 28 日（水）～平成 29 年 1 月 27 日（金）

3 募集要領

別紙（「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に係るわたしの意見提案制度の実施について）のとおり

【問い合わせ先】

青森市健康福祉部障がい者支援課
担当：副参事 吉田 主査 佐藤
TEL：017-734-2317
FAX：017-734-5329

(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案の概要

前文

・本市のこれまでの取組や現状 ・ 条例制定を検討するに至った背景 ・ 条例が目指す共生社会の実現

第1章 総則

1 目的

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を図ること

2 用語の定義

(1) 障がいのある人 (2) 障がいを理由とする差別 (3) 社会的障壁 (4) 合理的配慮

3 基本理念

- ・ 年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も権利が平等に尊重されること
- ・ 障がいのある人が、正当な理由なく、障がいを理由として、その権利や利益が侵害されないよう権利擁護が推進されること
- ・ 障がいのある人が、切れ目のない支援により、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう合理的配慮の提供が推進されること
- ・ 障がいに対する市民一人一人の関心と理解を深めることができるよう普及、啓発活動が推進されること
- ・ 誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること

4 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための施策を策定し、実施しなければならない

5 市民等の役割

市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に協力するよう努める

第2章 障がいのある人の権利擁護

第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

- ・ 障がいを理由とした差別やその他の権利利益を侵害する行為の禁止を規定
- ・ 直接的な差別のほか、間接的に差別へつながる場合があることについて規定
- ・ 合理的配慮をする具体的場面を規定

第2節 差別等に対する相談体制

- ・ 障がいを理由とする差別について、市に相談できることや相談後の対応を規定
- ・ 相談等により解決しない差別事案について、事案解決の仕組みを規定

第3節 差別等に該当する事案解決の体制

- ・ あっせんの申立てがあった場合に、調査審議などを行う体制について規定

第3章 共生社会実現に向けた取組

第1節 情報の取得及び意思疎通

- ・ 障がいのある人の情報の取得や意思疎通が容易にできるための支援について規定
- ・ 障がいの特性に配慮した情報提供を行うことについて規定
- ・ 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及の促進を図ることを規定
- ・ 意思疎通支援者の養成等や災害時等の情報の確保について規定

第2節 自立と社会参加

- ・ 移動手段の確保の必要性、障がいのある人の就労及び雇用等への支援について規定

第4章 障がいに対する市民の理解促進

1 広報及び啓発の推進

- ・ 障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を広げ深めることを規定

2 障がいのある人とない人の交流の推進

- ・ 障がいのある人とない人の交流機会の提供について規定

(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案

平成28年12月
青 森 市

【目次】

前文	1
第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	2
3 基本理念	2
4 市の責務	2
5 市民等の役割	3
第2章 障がいのある人の権利擁護	
第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止	
1 差別等の禁止	3
2 社会的障壁の除去のための合理的配慮	3
第2節 差別等に対する相談体制	
1 相談及び助言	4
2 あっせんの申立て	4
3 あっせん	4
4 勧告	4
第3節 差別等に該当する事案解決の体制	
1 (仮称) 障害者差別解消支援地域協議会	4
第3章 共生社会実現に向けた取組	
第1節 情報の取得及び意思疎通	
1 情報の取得及び意思疎通における支援	5
2 障がいのある人に配慮した情報発信等	5
3 意思疎通等の手段の普及	5
4 意思疎通支援者の養成等	5
5 災害時等の情報の確保	5
第2節 自立と社会参加	
1 移動手段の確保	5
2 就労及び雇用等への支援	6
第4章 障がいに対する市民の理解促進	
1 広報及び啓発の推進	6
2 障がいのある人とない人の交流の推進	6

前文

- ・わたしたちの住む青森市は、世界有数の豪雪都市として、特に障がいのある人の外出が困難な状況になる厳しい環境にありながらも、これまで、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、住み良いまちづくりを進めてきました。
- ・本市においては、障がいのある人は周囲の理解不足や誤解、偏見により障がいを理由に不利益な取扱を受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の中で生きづらさや差別感を感じている状況にあります。
- ・障がいのある人もない人もすべての人は、基本的人権を有する個人として、人格と個性を尊重されなければなりません
- ・そのため、本市においては障がいのある人に対する福祉の向上のため、さまざまな施策を推進してきましたが、地域社会において、障がいへの理解を深めるための取組や障がいのある方の社会参加に対する支援をもっと充実させる必要があります。
- ・国際的には、平成18年度に国際連合で「障害者の権利に関する条約」が採択され、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まりを見せたほか、言語には、音声言語だけでなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとされたところであります。
- ・日本においても、障害者基本法が改正され、また障害者差別解消法が施行されるなど障がいのある人の社会参加の妨げとなっている社会的障壁を取り除き、障がいを理由とした差別をなくし、障がいのある人もない人も基本的人権を享有する社会を目指すことが求められています。
- ・このような状況を踏まえ、わたしたちは、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進し、全ての市民が障がいの有無に関わらず、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

1 目的

障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための基本となる事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる社会の実現を図ることを目的とします。

2 用語の定義

(1) 障がいのある人

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）などの心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもののこと。

(2) 障がいを理由とする差別

正当な理由なしに、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人を排除し、その権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付け、その他障がいのある人に対する不利益的な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないこと。

(3) 社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのこと。

(4) 合理的配慮

社会的障壁の除去の実施が必要とされている場合で、実施に伴う負担が過重でないときに適切な調整及び変更を行うこと。

3 基本理念

- ・年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も権利が平等に尊重されること。
- ・障がいのある人が、正当な理由なく、障がいを理由として、その権利や利益が侵害されることがないよう権利擁護が推進されること。
- ・障がいのある人が、切れ目のない支援により、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう合理的配慮の提供が推進されること。
- ・障がいに対する市民一人一人の関心と理解を深めることができるよう普及、啓発活動が推進されること。
- ・誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

4 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための施策を策定し、実施しなければならないものとします。

5 市民等の役割

市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、市が実施する障がい者を理由とする差別を解消するための施策の推進に協力するよう努めるものとします。

第2章 障がいのある人の権利擁護

第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

1 差別等の禁止

- ・全ての市民は、障がいのある人に対して、障がいを理由として差別することやその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないものとします。
- ・差別には、直接的な差別だけでなく、間接的に差別に繋がる場合があることを理解しなければならないものとします。

2 社会的障壁の除去のための合理的配慮

- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存在し、かつ、その実施が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、その実施について合理的配慮をしなければならないものとします。
- ・市、市民及び事業者が、合理的配慮をする場面は、次に掲げるものとします。
 - (1) 福祉サービスを提供する場合
 - (2) 医療を提供する場合
 - (3) 商品の販売又はサービスを提供する場合
 - (4) 労働者を雇用する場合
 - (5) 教育を行う場合
 - (6) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供する場合
 - (7) 不動産の取引を行う場合
 - (8) 情報を提供する及び情報を受領する場合
 - (9) 療育を行う場合
 - (10) 災害時に支援する場合
 - (11) その他障がいのある人の生活に相当な制限を与えている場合

第2節 差別等に対する相談体制

1 相談及び助言

- ・障がいのある人等は、障がいを理由とする差別について、市に相談することができるものとします。
- ・市は、障がいのある人等から相談があったときは、必要に応じて次に掲げる対応をとるものとします。
 - (1) 関係者へ事情聴取すること。
 - (2) 関係者へ説明及び助言すること。
 - (3) 関係行政機関への通知等を行うこと。
 - (4) その他障がいを理由とする差別を解消するために必要なこと。

2 あっせんの申立て

- ・相談を受け、市が関係者間の調整を行っても、差別事案が解決しない場合は、あっせんの申立てをすることができるものとします。

3 あっせん

- ・(仮称) 障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)は、あっせんの申立があった場合は、調査審議などを行うものとします。
- ・市長は、地域協議会があっせんを行う必要があると認めた場合は、あっせんを行うものとします。

4 勧告

- ・市長は、差別事案の対象者が、あっせん案を受諾しない場合、勧告することができるものとします。

第3節 差別等に該当する事案解決の体制

1 (仮称) 障害者差別解消支援地域協議会

- ・地域協議会は、あっせんの申立てがあった場合に、あっせんに関する事項について調査審議を行うなどの役割を担うものとします。
- ・地域協議会の委員は、当事者、教育、福祉、医療・保健、事業者、法曹等の分野のうちから市長が委嘱するものとします。

第3章 共生社会実現に向けた取組

第1節 情報の取得及び意思疎通

1 情報の取得及び意思疎通における支援

- ・障がいのある人が、情報の取得や意思疎通が容易にできるようにするために必要な支援を行うものとします。

2 障がいのある人に配慮した情報発信等

- ・障がいのある人が情報を速やかに得ることができるよう、言語（手話を含む。）、点字、平易な表現等の障がいの特性に配慮した手段や様式による情報提供を行うよう努めるものとします。

3 意思疎通等の手段の普及

- ・点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が普及するよう必要な取組に努めるものとします。
- ・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及の促進を図るために必要な取組に努めるものとします。

4 意思疎通支援者の養成等

- ・点訳、手話通訳その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成及び技術の向上のために必要な取組に努めるものとします。

5 災害時等の情報の確保

- ・関係機関と連携して、災害時又は緊急時に障がいのある人の安全を確保するために、必要となる情報を伝えられるよう、多様な情報手段を確保するような取組に努めるものとします。

第2節 自立と社会参加

1 移動手手段の確保

- ・障がいのある人の自立と社会参加のため、安全で快適に利用できる交通手段が提供されることの重要性を理解し、その確保に努めるものとします。

2 就労及び雇用等への支援

- ・ 障がいのある人の就労及び雇用を促進するため、就労に関する相談及び支援の充実を図ることとします。
- ・ 障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるよう努めるものとします。

第4章 障がいに対する市民の理解促進

1 広報及び啓発の推進

- ・ 障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を広げ深める取組を進めるものとします。

2 障がいのある人とない人の交流の推進

- ・ 障がいのある人とない人が交流することのできる機会を提供する取組を進めるものとします。

「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に係る わたしの意見提案制度の実施について

下記により、「(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案」に係るわたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施します。

1 意見募集事案 (仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案

2 意見募集期間 平成28年12月28日（水）～平成29年1月27日（金）

3 意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

4 公表資料の縦覧場所等

(1) 平成28年12月28日（水）から次の縦覧場所に備付け（閉庁日、休館日を除く。）

青森市健康福祉部障がい者支援課（本庁舎1階）、市民サロン（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎2階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（1階）、市政情報提供コーナー（アウガ4階情報プラザ）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市ふれあいの館、青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）、青森市総合福祉センター、青森市浪岡総合保健福祉センター以上29箇所

(2) 平成28年12月28日（水）から市ホームページに公表資料を掲載

(3) 広報あおもり1月1日号に告知記事を掲載

5 意見の提出方法

条例骨子案に対する修正意見、付加意見、代案を次の方法で提出できるよう募集します。

ご意見を提出する際には、氏名及び住所（法人その他の団体等の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）を明記。

市内に住所を有しないかたは、上記3の（1）以外の区分を明記・選択。

- (1) 電子メール 市ホームページのトップページ左側にある「市民参加の広場（わたしの意見提案制度）」から送信
- (2) 郵送（封書・はがき） 〒030-8555（住所不要） 青森市健康福祉部 障がい者支援課 宛
- (3) ファックス 017-734-5329（障がい者支援課内ファックス）
- (4) 直接持参 青森市健康福祉部障がい者支援課（本庁舎1階）

6 結果の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方については、平成29年3月に公表する予定です。

7 問合せ先 青森市健康福祉部 障がい者支援課 電話 017-734-2317